

岐阜県保育研究協議会入退会等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、岐阜県保育研究協議会（以下「本会」という）会則第4条に定める会員の入会及び退会等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本会の会員に入会しようとする者は、入会申込書(別記第1号様式及び第2号様式)を本会へ提出するものとする。

2 本会の会員に入会しようとする者は、第1号正会員の場合は、全国保育協議会並びに全国保育士会に、第2号正会員及び準会員の場合は、全国保育士会に加入するものとする。

3 入会は、本会の正副会長会議において審議し、常任協議員会の同意を得て、協議員総会で決定する。

(会費)

第3条 本会に入会した者は、本会会則第4条第4項並びに本会会費規程第2条に規定する会費を、本会が指定する期日までに納入しなければならない。

2 本会に入会した者は、第1号正会員の場合は、全国保育協議会並びに全国保育士会が定める会費を、第2号正会員及び準会員の場合は、全国保育士会が定める会費を併せて納入しなければならない。

3 会員がすでに納入した会費は、過誤納の場合のほか、これを返還しない。

(退会)

第4条 本会を退会しようとする者は、本会に申し出たうえ、本会とよく協議した後、退会届(別記第3号様式)を本会へ提出するものとする。

2 退会は、本会の正副会長会議において審議し、常任協議員会の同意を得て、協議員総会で決定する。

3 退会する者は、全国保育協議会並びに全国保育士会も併せて退会するものとする。

(除名)

第5条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、協議員総会の決議によって会員を除名することができる。

- (1) 本会会則及びその他の規程等に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき事由があるとき

(会員資格の喪失)

第6条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入義務を履行しなかったとき
- (2) 会員施設が解散したとき又は廃止されたとき

(再入会)

第7条 第3条の規定により退会した者で再入会する場合は、改めて第2条の規定を準用する。

2 前項の再入会申込に対しては、本会会長が可否を決定し、これを申込者に通知する。

(規程の変更)

第8条 本規程の改廃は、常任協議員会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、令和4年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月22日から施行する。

別記様式第1号

年 月 日

入 会 申 込 書

貴会の目的に賛同し、会員として入会を申込みます。

岐阜県保育研究協議会会長 様

法人名 _____

施設名 _____

施設長名 _____ (印)

※自署の場合、捺印不要

所在地 _____

電話番号 _____

F A X _____

E-mail _____

年 月 日

退 会 届

このたび、貴会を退会いたしたく、お届けします。

1 退会年月日 年 月 日付け

2 退会理由

岐阜県保育研究協議会会長 様

法人名 _____

施設名 _____

施設長名 _____ (印)

※自署の場合、捺印不要

所在地 _____